

飯塚市児童生徒用端末等貸与要綱

令和3年5月20日

飯塚市教育委員会告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、学校教育活動の一環として行う家庭における学習活動において、飯塚市立小学校及び中学校に在籍する児童生徒に対し、児童生徒用端末等を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「児童生徒用端末等」とは、教育委員会が所有する学習用タブレット端末(以下「端末」という。)及びモバイルルータ(以下「ルータ」という。)であって、家庭における学習活動に必要な設定を講じたものをいう。

(貸与物品)

第3条 貸与を行う物品(以下「貸与物品」という。)は端末、ルータ及びその使用のために必要な付属品とする。

(対象者)

第4条 貸与物品の貸与を受けられる者は、市立小学校及び中学校に在籍する児童生徒とする。

2 家庭のインターネット通信環境が整備されている児童生徒は、端末のみ貸与する。

3 家庭のインターネット通信環境が整備されていない児童生徒は、端末及びルータを貸与する。

(貸与期間)

第5条 端末及びルータを貸与する期間は、貸与を受けた生徒が市立小学校又は中学校を卒業又は転出するまでの期間のうち校長が必要と認める期間とする。

(管理)

第6条 教育委員会は、貸与状況を明らかにするために、貸与台帳を備えなければならない。

2 学校は貸与状況に変更が生じた場合は、教育委員会へ報告しなければならない。

(貸与料等)

第7条 端末、ルータ及び付属品の貸与料及びルータの通信料は無料とする。ただし、ルータの通信料については、当面の間とする。

(返却)

第8条 貸与期間終了後、速やかに端末及びルータを学校へ返却しなければならない。

- 2 家庭でのインターネット通信環境が整備された場合は、貸与期間に関わらず、速やかにルータを学校へ返却しなければならない。
- 3 学校は学習用端末等の返却があった場合は、教育委員会へ報告し返却しなければならない。

(破損又は紛失等)

第9条 貸与物品を破損又は紛失等した場合は、直ちに学校へ連絡し届け出なければならない。

- 2 校長は、前項の届出があった場合、速やかに教育委員会へ報告しなければならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、様式等必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

